

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱

制定 平成30年 7月10日市長決裁

改正 平成31年 4月 9日市長決裁

令和 元年 5月10日環境政策課長決裁

令和 2年 3月31日市長決裁

令和 2年11月 2日環境政策課長決裁

令和 3年 4月 7日環境局長決裁

令和 4年 4月14日環境局長決裁

令和 5年 3月28日市長決裁

令和 5年 4月17日脱炭素戦略課長決裁

令和 6年 3月27日市長決裁

令和 7年 3月28日市長決裁

令和 7年 4月18日脱炭素戦略課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における省エネルギー機器等の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進及び災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図るため、省エネルギー機器等を導入する者に対し、予算の範囲内において熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネルギー機器等 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車、ZEH、太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム、エコキュート、宅配ボックス、省エネ家電製品及び省エネルギー設備をいう。

(2) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車

ア 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機

のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の一定の仕様にに基づき量産される自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）において燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。

イ プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な四輪以上の一定の仕様にに基づき量産される自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。

ウ 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。

(3) ZEH 住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEHの要件を満たしているもの）をいう。

(4) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。

(5) 蓄電池 太陽光発電設備等で発電された電気を充放電し、その電気を当該住宅へ供給することが可能である機器をいう。

(6) エネファーム 都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる家庭用燃料電池コージェネレーションシステムをいう。

(7) エコキュート 二酸化炭素を冷媒として、空気中の熱を利用したヒートポンプ技術を活用し、給湯する機器をいう。

(8) 宅配ボックス 常時、運送業者が受取人の不在時に荷物を入れ、安全に保管でき、正当な受取人のみが荷物を受け取る機能を有しているものをいう。

(9) 省エネ家電製品 冷蔵庫、冷凍庫及びエアコンディショナをいう。

(10) 省エネルギー設備 省エネルギー性能の高いLED照明器具、業務用エアコンディショナ、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫及びショーケースで、事業所（工場、事業場、店舗その他これらに類するものをいう。以下同じ。）に設置されるもの

をいう。

(補助金の種類及び内容)

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとし、各補助金に係る補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助額又は補助率、補助金の交付申込時の添付書類その他の交付要件は、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

- (1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 別表第1
- (2) ZEH導入補助金 別表第2
- (3) 太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型） 別表第3
- (4) 蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象） 別表第4
- (5) エネファーム導入補助金 別表第5
- (6) エコキュート導入補助金 別表第6
- (7) 宅配ボックス導入補助金 別表第7
- (8) 省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫・エアコン） 別表第8
- (9) 省エネルギー設備導入補助金 別表第9

2 前項各号に掲げる補助金ごとの交付総額は、毎年度、予算の範囲内において、別に定める。

(交付の申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める募集期間内に、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める交付申込書兼実績報告書（第9号に掲げる補助金にあつては、交付申込書）及び別表各号に定める補助金の交付申込時の添付書類（以下「申込書等」という。）を、郵送又は持参により市長に提出しなければならないこととする。ただし、熊本市が指定する電子申請サービス（L o G o フォーム）により申込みを行う場合は、申込みに必要な事項を入力するとともに、別表各号に定める補助金の交付申込時の添付書類をアップロードして市長に送信しなければならないこととする。

- (1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 様式第1号
- (2) ZEH導入補助金 様式第2号
- (3) 太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型） 様式第3号

- (4) 蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象） 様式第 4 号
- (5) エネファーム導入補助金 様式第 5 号
- (6) エコキュート導入補助金 様式第 6 号
- (7) 宅配ボックス導入補助金 様式第 7 号
- (8) 省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫・エアコン） 様式第 8 号
- (9) 省エネルギー設備導入補助金 様式第 9 号

2 申込書等の受付日は、次の各号に掲げる提出方法に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- (1) 郵送又は持参 開庁時間（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 3 2 号）第 1 条に規定する市の休日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分）に脱炭素戦略課に到達した日
- (2) 熊本市が指定する電子申請サービス（L o G o フォーム） 本サービスのシステムに備えられたファイルへの記録がされた日

（交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金の申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金の交付及びその額の決定（第 2 号に掲げる補助金については、補助金の交付の決定。以下「交付決定」という。）をしたときは、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付決定兼交付確定通知書（第 2 号に掲げる補助金にあつては、交付決定通知書）により、当該申込者に通知するものとする。

- (1) 次に掲げる補助金 様式第 1 0 号
 - ア 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金
 - イ Z E H 導入補助金
 - ウ 太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型）
 - エ 蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象）
 - オ エネファーム導入補助金
 - カ エコキュート導入補助金
 - キ 宅配ボックス導入補助金
 - ク 省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫・エアコン）
- (2) 省エネルギー設備導入補助金 様式第 1 1 号

- 2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、申込者に対し追加の資料の提出を求め、又は当該補助事業の関係場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付をしないことを決定したときは、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金不交付決定通知書（様式第12号）により、当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、前条第2項に定める受付日の順に交付決定を行う。ただし、受付日が同一の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

（省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更）

- 第6条** 交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業において交付決定を受けた者（以下「省エネルギー設備導入補助事業者」という。）は、当該補助事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認願（様式第13号）（以下「承認願」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。
- 2 前項の承認願には、変更内容を説明する書類があるときは、その書類を添付しなければならないこととする。
 - 3 市長は、第1項の規定により承認願の提出があった場合において、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認通知書（様式第14号）により、省エネルギー設備導入補助事業者に通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

（省エネルギー設備導入補助金に係る実績報告）

- 第7条** 省エネルギー設備導入補助事業者は、その補助事業が完了した場合は、事業完了日（補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了した日付をいう。以下同じ。）から30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、省エネルギー設備導入補助金実績報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならないこととする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、

この限りではない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。

- (1) 事業実施報告書（様式第 16 号）
- (2) 導入した省エネルギー設備の設置状況及び型番が確認できる写真（LED 照明器具であって、同じ型番のものが複数ある場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。）
- (3) 導入した省エネルギー設備の設置場所を示した平面図（設備ごとに事業実施報告書（様式第 16 号）と同一の番号を付したもの。）
- (4) 導入した省エネルギー設備の出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これらが無い場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの。写し可。）
- (5) 領収書等（省エネルギー設備導入補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）の写し
- (6) 契約書の写し
- (7) 竣工日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の竣工日を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（省エネルギー設備導入補助金に係る補助金の額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定により省エネルギー設備導入補助金実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、省エネルギー設備導入補助金交付確定通知書（様式第 17 号）により、当該省エネルギー設備導入補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に当たり必要があると認めるときは、当該補助事業の関係場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。

（省エネルギー設備導入補助金に係る交付申込みの取下げ）

第 8 条の 2 省エネルギー設備導入補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付申込みを取下げようとする場合、又は補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付申込取下届出書（様式第 18 号）を市長に提出しなければならないこととする。

(省エネルギー機器等の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた省エネルギー機器等

(以下「当該省エネルギー機器等」という。)を、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月から起算し、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこととする。

(1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数の期間

(2) 第3条1項第2号から第9号に定める補助金 5年

2 補助金の交付を受けた者は、やむを得ず前項各号で定めた処分制限期間内において当該省エネルギー機器等の売却、廃棄等の財産処分(以下「財産処分」という。)をしようとするときは、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願(様式第19号)を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときは、この限りではない。

3 市長は、当該承認に係る財産処分により補助金の交付を受けた者に収入があったときは、補助金の交付を受けた者が、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月を1として起算し財産処分する月を含む期間(以下「保有期間」という。)に応じて、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、保有期間は年数に換算するものとし、当該年数に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げて整数にする。

4 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。ただし、当該財産処分による収入の額を限度とする。

$$\text{返還額} = \text{補助交付額} \times \left(1 - \frac{\text{保有期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

5 前項の規定により算定した返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(債権譲渡の禁止)

第10条 交付決定を受けた者は、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこととする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(状況の報告等)

第11条 交付決定を受けた者は、市長の求めに応じ、補助金の交付を受けた省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等を行わなければならないこととする。

(交付決定の取消し)

第12条 交付決定を受けた者が補助事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による承認を受けずに補助事業を変更し、又は第8条の2の規定による申込取下げの届出をせずに補助事業を中止したとき。
- (2) 第7条の規定による実績報告をせず、又はこれに必要な添付書類を提出しないとき。
- (3) 第9条第2項の規定による承認を受けずに財産処分をしたとき。
- (4) 交付決定によって生じる権利を第10条ただし書の規定による承認を受けずに第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) 交付決定、承認等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (8) その他市長が認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第14条 交付決定を受けた者は、第12条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの

日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

- 2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、交付決定を受けた者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

（他の補助金の一時停止等）

第15条 市長は、交付決定を受けた者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（手続代行者）

第16条 申込者は、当該補助の交付の申込みに係る手続きの代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができることとする。

- 2 手続代行者は、申込者の指示に従い、依頼された手続きを誠意をもって実施し、当該手続きの代行を通じて得た申込者の情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

- 3 手続代行者による申込みを行う場合は、次の各号に定める項目に関し、手続代行者は申請者の了承を得た上で代行手続きを行うこととする。

- (1) 手続代行者は、本要綱に規定される申込みに関する手続きを代行すること。

- (2) 第3条第1項第9号の補助金については、第6条に規定する事業の変更及び第7条に規定する実績報告に関する手続きの代行も行うこと。

- (3) 要綱に定める市長からの通知の送付先は、申込者となること。

- (4) 手続代行者による不正行為等が認められた場合は、第12条第1項第6号の規定に基づき交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、第13条に基づき、期限を付して申込者へ当該補助金の返還を命じる場合があること。

- 4 手続代行者が申込みの不備を解消できない等で、補助金交付に至らない場合、申込者と手続代行者間で解決を図ることとする。

(交付の条件)

第17条 市長は、交付決定をする場合は、申込者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 省エネルギー機器等の使用においては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないように、十分に配慮すること。
- (2) 補助金の交付を受けた省エネルギー機器等は、処分制限期間内において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこと。
- (3) やむを得ず処分制限期間内において財産処分をしようとするときは、第9条第2項に規定する手続をとること。
- (4) 省エネルギー設備導入補助事業にあつては、補助事業を変更しようとする場合は、第6条に規定する手続をとること。
- (5) 省エネルギー設備導入補助事業にあつては、補助事業が完了した場合は、第7条に規定する実績報告の手続をとること。
- (6) 省エネルギー設備導入補助金の交付申込みを取下げようとする場合、又は補助事業を中止しようとする場合は、第8条の2に規定する手続をとること。
- (7) 補助金の額の確定のための審査に当たり必要があると認める場合において、職員が現地調査を行うときは、これに協力すること。
- (8) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させようとするときは、市長の承認を得ること。
- (9) 市長から第11条に規定する報告等の求めを受けたときは、これに応じて報告等を行うこと。
- (10) 第12条各号に規定する事由に該当する場合は、交付決定を取り消すことがあること。

(雑則)

第18条 熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）第11条第2項から第4項までの規定は、この補助金の交付について適用しない。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行し、同日以降に契約された省エネルギー機器等の導入について適用する。

附 則〔平成31年4月9日市長決裁〕

- 1 この要綱は、平成31年4月10日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱は、平成31年度以降に交付決定をする補助金について適用し、同年度前に交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則〔令和元年5月10日環境政策課長決裁〕

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則〔令和2年3月31日市長決裁〕

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(補助対象事業の時期に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の日から令和3年3月末日までの間における、この要綱による改正後の別表第2補助対象事業の項第1号、別表第3補助対象事業の項第1号、別表第4補助対象事業の項第1号、別表第5補助対象事業の項第1号及び別表第7補助対象事業の項第1号の規定の適用については、これらの規定中「交付決定を受けようとする」とあるのは、「平成31年4月10日以降に契約したものであり、かつ、交付決定を受けようとする」と読み替えるものとする。

附 則〔令和2年11月2日環境政策課長決裁〕

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月2日から施行する。
(補助対象事業の様式に関する経過措置)
- 2 この要綱による改正前の様式第9号については、この要綱の施行の日から令和3年3月末日までの間において、引き続き使用できるものとする。

附 則〔令和3年4月7日環境局長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。

附 則〔令和4年4月14日環境局長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

附 則〔令和5年3月28日市長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第9条については、平成30年度以降に交付決定をした補助金について適用する。

附 則〔令和5年4月17日脱炭素戦略課長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則〔令和6年3月27日市長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則〔令和7年3月28日市長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。

附 則〔令和7年4月18日脱炭素戦略課長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、次のいずれかに該当する者であること。 ア 本市に住民登録がある者 イ 熊本市内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者であること。 (ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 (イ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体 (ウ) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人 (エ) 法人税法（昭和43年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等 (2) 電気自動車等に係る自動車検査証記録事項（ただし、自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証）において所有者（所有権留保付クレジットにより購入された場合は、使用者）として記載されていること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（経済産業大臣が定めた、補助金の交付に係る申込みの時点で最新の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱」に基づく補助事業者が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としている車両で、給電機能（外部給電器又はV2H充放電設備を経由して若しくは車載コンセント（AC100V/1500W）から電力を取り出せる機能）を有するものに限る。以下「補助対象車両」という。）の購入（所有権留保付クレジットによる購入を含む。ただし、リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間において初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 補助対象車両の自動車検査証における登録年月日／交付年月日の年月と、初度登録年月が同一であること。 (3) 補助対象車両の自動車検査証記録事項（ただし、自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証）における使用の本拠の位置が熊本市内であること。 (4) 補助対象経費が50万円以上であること。

補助対象経費	補助対象車両の購入費（給電機能以外の車両へのオプション及びその工事費、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。給電機能がオプションの場合は、その購入費（工事費を除く）を含む。
補助額	1 件につき 1 0 万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること（写し可）。 (1) 補助対象車両の購入に係る契約書等（補助対象車両の車名及び購入経費の内訳が確認もの。給電機能がオプションの場合には、給電機能を追加したことが内訳に示されていること。） (2) 補助対象車両に係る自動車検査証記録事項（ただし、自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証） (3) 領収書又は支払いの手続きが完了していることを証明する書類 (4) 補助対象者が本市に住民登録がある者の場合は、住民票（発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。） (5) 補助対象者が法人であり、申込者の住所と登記事項証明書に記載のある住所が異なる場合、申込者の住所において事業活動を営んでいることがわかる書類 (6) 補助対象者が法人の場合は、商業登記又は法人登記の登記事項証明書（発行から 3 か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） (7) 補助対象者が個人事業主の場合は、確定申告書 B (8) 補助対象者が非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、誓約書（様式第 2 0 号） (9) 補助対象者が非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、直近の定款 (10) 給電機能の有無が確認できるカタログ等（給電機能が標準仕様の場合のみ） (11) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	過去にこの補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者は、第 9 条第 1 項第 1 号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類の補助金へ申込みことはできない。

別表第2（第3条関係）

ZEH導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、ZEHを導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った、ZEHとなる戸建住宅の新築又はZEHとして新築された戸建ての建売住宅の購入（以下「ZEHの新築・購入」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 次の要件を満たし事業が完了したものであること。 ア 申込みの時点で事業に係る代金の支払いが完了していること。 イ 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に引渡が行われていること。 (2) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）において、『ZEH』（Nearly ZEH、ZEH Orientedは対象外）の評価を受けたものであること。 (3) ZEHに係る設備として太陽光発電設備・断熱・換気設備・給湯設備を備えており、これらの設備は新品（未使用品）であること（リースその他補助対象者に所有権がない設備が含まれている場合は対象外）。 (4) 補助対象経費が75万円以上であること。
補助対象経費	ZEHに係る設備（太陽光発電設備・断熱・換気設備・給湯設備）の購入費（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用（以下「工事費等」という。）、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。
補助額	1件につき15万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること（写し可）。 (1) ZEHの新築・購入に係る工事請負契約書等（ZEH施工として太陽光発電設備・断熱・換気設備・給湯設備の仕様について最終の経費の内訳が確認できる書類。） (2) BELSの評価書 (3) 住民票（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。） (4) 建物全体のカラー写真 (5) 太陽光発電設備の設置状況を示すカラー写真

	(6) 領収書（Z E Hに係る経費を支払ったことが証明できるもの） (7) 引渡日を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。） (8) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	過去にZ E H、太陽光発電設備（蓄電池併設型）、エネファーム若しくはエコキュート導入補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、この補助金の申込みをすることができない。

別表第 3（第 3 条関係）

太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型）

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、太陽光発電設備及び蓄電池（環境大臣が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）交付要綱」に基づく補助事業者（以下「環境省ZEH補助事業者」という。）が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としているものに限る。以下この表において同じ。）を導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで契約の発注者が異なる場合は、いずれかの契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った太陽光発電設備及び蓄電池の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の 3 月 1 日から交付決定を受ける年度の 2 月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで事業完了日が異なる場合は、先に設置した設備の事業完了日が、後に設置した設備の事業完了日の 1 年以内のものであること。 (2) 設置される太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれも 1 kW 以上であること。 (3) 太陽光発電設備及び蓄電池について、戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。 (4) 設置された太陽光発電設備及び蓄電池は、新品（未使用品）であること。 (5) 設置された太陽光発電設備及び蓄電池は、補助対象者が所有するものであること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで所有者が異なる場合は、いずれかの設備は補助対象者が所有するものであり、その他の設備は生計を一にする者が所有するものであること（リースその他補助対象者等に所有権がないものは対象外）。 (6) 補助対象経費が 40 万円以上であること。
補助対象経費	補助対象設備の購入費（工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。

補助額	1 件につき 8 万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること（写し可）。 (1) 太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書等（太陽光発電設備及び蓄電池の施工の経費の内訳が確認できる書類） (2) 設置した太陽光発電設備（太陽電池及びパワーコンディショナ）及び蓄電池（環境省 Z E H 補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）と照合できるもの）のカタログ (3) 保証書等新品であることが証明できるもの（設置した太陽光発電設備（太陽電池及びパワーコンディショナ）及び蓄電池（環境省 Z E H 補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）と照合できるもの） (4) 住民票（発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。） (5) 太陽光発電設備の設置状況を示すカラー写真（太陽電池、パワーコンディショナそれぞれの全景） (6) 蓄電池の設置状況を示すカラー写真（設備全景及び環境省 Z E H 補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）が判別できる品名番号（銘板）のアップ） (7) 領収書（太陽光発電設備及び蓄電池に係る経費を支払ったことが証明できる書類） (8) 引渡をもって事業完了日となる場合は、当該引渡を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。） (9) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	過去に Z E H 若しくは太陽光発電設備（蓄電池併設型）導入補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者又はその者と同一世帯の者は、第 9 条第 1 項第 2 号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、この補助金の申込みをすることはできない。

別表第4（第3条関係）

蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象）

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、蓄電池を導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。） (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った蓄電池（環境大臣が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）交付要綱」に基づく補助事業者（以下「環境省ZEH補助事業者」という。）が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としているものに限る。以下この表において同じ。）の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。 (2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。 (3) 設置された蓄電池は、新品（未使用品）であること。 (4) 設置された蓄電池は、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。 (5) 蓄電池が設置された戸建住宅の敷地内に太陽光発電設備が設置されており、かつ補助金の交付に係る申込みの時点で、当該太陽光発電設備が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（太陽光発電設備で発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度）の買取期間が満了していること。 (6) 補助対象経費が40万円以上であること。
補助対象経費	補助対象設備の購入費（工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。
補助額	1件につき8万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること（写し可）。 (1) 蓄電池の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書等（蓄電池施工の経費の内訳が確認できる書類） (2) 設置した蓄電池のカatalog（環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電池シ

	システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）と照合できるもの） (3) 保証書等新品が確認できる書類（環境省 Z E H 補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）と照合できるもの） (4) 住民票（発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。） (5) 蓄電池の設置状況を示すカラー写真（設備全景及び環境省 Z E H 補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）が判別できる品名番号（銘板）のアップ） (6) 電気事業者との契約書、買取期間満了案内書、購入電力量確認票など、設置された太陽光発電設備の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間開始時期又は満了時期が確認できるもの (7) 領収書（蓄電池に係る経費を支払ったことが証明できる書類） (8) 引渡をもって事業完了日となる場合は、当該引渡を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。） (9) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	過去にこの補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者又はその者と同一世帯の者は、第 9 条第 1 項第 2 号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類の補助金へ申込むことはできない。

別表第5（第3条関係）

エネファーム導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、エネファームを導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行ったエネファーム（一般社団法人燃料電池普及促進協会より機器登録を受けたものに限る。以下この表において同じ。）の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。 (2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。 (3) 設置されたエネファームは、新品（未使用品）であること。 (4) 設置されたエネファームは、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。 (5) 補助対象経費が40万円以上であること。
補助対象経費	補助対象設備の購入費（工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。
補助額	1件につき8万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること（写し可）。 (1) エネファームの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書等（エネファーム施工の経費の内訳が確認できる書類） (2) 設置したエネファームのカタログ（一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番と照合できる書類） (3) 設置したエネファームの出荷証明書又は製造メーカーの保証書（新品であることが証明できる書類） (4) 住民票（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。） (5) エネファームの設置状況を示すカラー写真（設備全景及び一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番が判別できる品名番号（銘板）のアップ） (6) 領収書（エネファームに係る経費を支払ったことが証明できる書類）

	(7) 引渡をもって事業完了日となる場合は、当該引渡を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。） (8) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	過去にZEH若しくはエネファーム導入補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、この補助金の申込みをすることはできない。

別表第6（第3条関係）

エコキュート導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、エコキュートを導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行ったエコキュート（JISC9220において、年間給湯保温効率が2.7以上、ふろ保温機能のない機種にあつては、年間給湯効率が3.0以上のもの。）の設置であつて、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の4月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。 (2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。 (3) 設置されたエコキュートは、新品（未使用品）であること。 (4) 設置されたエコキュートは、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。 (5) 補助対象経費が20万円以上であること。
補助対象経費	補助対象設備本体の購入費（工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。
補助額	1件につき4万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。 (1) エコキュートの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書（エコキュート施工の経費の内訳が確認できる書類。） (2) 設置したエコキュートのカタログ（年間給湯効率又は年間給湯保温効率及び型番が照合できる書類。） (3) 設置したエコキュート保証書等（新品であることが証明できる書類。） (4) 住民票（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。） (5) エコキュートの設置状況を示すカラー写真（設備全景及び型番が判別できる品名番号（銘板）のアップ） (6) 領収書等（エコキュートに係る経費を支払ったことが証明できる書類。） (7) 引渡をもって事業完了日となる場合は、当該引渡を証するもの（工事請

	負者や販売者が作成したものに限る。) (8) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	過去にZEH若しくはエコキュート導入補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者又はその者と同一世帯の者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、この補助金の申込みをすることはできない。

別表第 7（第 3 条関係）

宅配ボックス導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、本市に住民登録がある者であり、かつ補助対象事業に係る購入者であること。 (2) 市税の滞納がないこと。 (3) 熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者であること。
補助対象事業	購入した宅配ボックスは補助対象者が自ら居住する戸建住宅で使用するものであり、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 耐久性があり、正当な受取人のみが荷物を受け取れる機能（鍵等）を有しているものであり、かつ容易に移動できないよう設置することが可能であること。 (2) 購入した宅配ボックスは、新品（未使用品）であること。 (3) 3 辺（縦・横・高さ）の合計が 60cm 以上の物品を収納可能であること。 (4) 交付決定を受けようとする年度の 4 月 1 日から交付決定を受ける年度の 2 月末日までの間に店舗（EC サイト（インターネット上で販売を行うウェブサイト）を含む）で購入されたものであること（個人売買で購入したもの、自作したもの、リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外とする。）。 (5) 補助対象経費が 1 万 5 千円以上であること。
補助対象経費	対象製品の購入費（工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。ただし、補助対象として申込むことのできる宅配ボックスは 1 点までとする。
補助額	1 世帯につき 5 千円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。（写し可） (1) 領収書等（購入した製品の型番や支払金額の内訳、販売元情報が記載された書類。） (2) カタログ等（購入した製品の仕様が分かる書類。） (3) 保証書等購入した製品が新品であることが分かる書類 (4) 住民票（申込者の続柄が記載されたもので、発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの） (5) その他市長が必要と認める書類
その他の交付 要件	過去にこの補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者又はその者と同一世帯の者は、第 9 条第 1 項第 2 号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類の補助金へ申込むことはできない。

別表第 8（第 3 条関係）

省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫・エアコン）

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。 (2) 市税の滞納がないこと。 (3) 熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った省エネ家電製品（冷蔵庫・冷凍庫・エアコン）の購入であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の 3 月 1 日から交付決定を受ける年度の 2 月末日までの間において、熊本市内に所在する店舗で購入されたものであること (2) 購入した省エネ家電製品は、新品（未使用品）であること (3) 購入した省エネ家電製品は、補助対象者が自ら所有し、かつ使用するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外） (4) 購入した省エネ家電製品は、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成 18 年経済産業省告示第 258 号。以下「国告示」という。）の規定による以下の多段階評価点を満たすこと。 ア 冷蔵庫 4.0（国告示 7-3（1）規定） イ 冷凍庫 4.0（国告示 8-3（1）規定） ウ エアコン 4.0（国告示 1-3（1）規定） (5) 補助対象経費が 10 万円以上であること
補助対象経費	省エネ家電製品の購入費（工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額）とする。対象の省エネ家電製品を複数台購入した場合は、その合計額とする。
補助額	一世帯につき 2 万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること（写し可）。 (1) 領収書等（購入した製品の型番や支払金額の内訳、購入店舗が記載された書類） (2) 購入した省エネ家電製品の多段階評価点や型番が照合できるカタログ等 (3) 保証書等（購入した省エネ家電製品の型番等が記載されたもの。） (4) 住民票（申込者の続柄が記載されたもので、発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの） (5) その他市長が必要と認める書類
その他の交付 要件	同一の年度中にこの補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者又はその者と同一世帯の者は、市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類の補助金へ申込みすることはできない。

別表第9（第3条関係）

省エネルギー設備導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 熊本市内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者であること。 ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体 ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人 エ 法人税法（昭和43年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等 (2) 補助金の交付に係る申込みの日において、補助対象事業を実施する事業所について、次の各号のいずれかに該当するものであること。 ア 熊本市事業所グリーン宣言登録制度（環境負荷の少ない事業活動に取り組むことを本市（市民）に対して宣言する事業所について、登録・公表する本市の制度をいう。）による登録を受けている事業所（登録に向けて宣言をしている事業所を含む。） イ エコアクション21認証・登録制度（「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証し、登録する環境省の制度をいう。）による認証及び登録を受けている事業所 ウ ISO14001認証制度（国際標準化機構14001に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証する制度をいう。）による認証を受けている事業所 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
補助対象事業	次に掲げる事項のいずれにも該当する事業 (1) 補助対象者が既に事業活動を営んでいる既設の事業所（熊本市内に存するものに限る。）において使用している設備を省エネルギー設備に更新する事業（以下この表において「更新事業」という。）であって、次に掲げるいずれかに該当するもの。 ア LED照明器具（当該年度までに国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく当該設備の判断基準に適合した設備に限る。）に更新する事業。ただし、既設のLED照明器具の更新及び工事を伴わない管球のみの更新を除く。 イ 業務用エアコンディショナ、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫又はショーケース（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関す

	る法律（昭和５４年法律第４９号）に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準（以下「トップランナー基準」という。）を満たす設備（当該年度時点の判断基準を達成しているものに限る。）に更新する事業であること。 (2) 補助金の交付の決定を受ける前に契約されておらず、かつ着工されたものでないこと。 (3) 補助金の交付の申込みをした年度において、２月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了する見込みがあること。 (4) 導入する省エネルギー設備は、次の要件を全て満たすこと。 ア 更新前後で使用用途が同じであること。 イ 新品（未使用品）であること。 ウ 補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。 (5) 算定される補助額が２０万円以上となること。
補助対象経費	更新事業により導入する省エネルギー設備の設備費用（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費及び配線、配管等の付属機器に係る費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額）
補助額	補助対象経費に３分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、上限額は１００万円、下限額は２０万円とする。
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書には、次に掲げる書類を添付すること（写し可）。 (1) 事業計画書（様式第９号の別紙１） (2) 法人の場合は、商業登記又は法人登記の登記事項証明書（発行から３か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） (3) 個人事業主の場合は、確定申告書Ｂ (4) 申込者の所在地（又は住所）と省エネルギー設備の設置場所が異なる場合は、申込者が設置場所において事業活動を営んでいることがわかる書類 (5) 省エネルギー設備を導入する事業所の位置図 (6) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真（ただし、照明器具の更新の場合は設置状況が確認できる写真のみ（型番の写真は不要）。また、照明器具であって、同じ型番のものが複数ある場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。） (7) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置場所を示した平面図（設備ごとに事業計画書（様式第９号の別紙１）と同一の番号を付したもの。） (8) 事業所で使用している更新事業前の設備の性能が確認できる書類（ただし、照明器具の更新の場合は除く。） (9) 導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が確認でき、かつその性能が補助対象事業の要件を満たすことを確認できる書類 (10) 更新事業に係る見積書（補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別で

	き、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番がわかるもの) (11) エコアクション21認証・登録証若しくはISO14001登録証及び登録付属書（ただし、熊本市事業所グリーン宣言登録制度による登録を受けている事業所の場合は除く。） (12) 非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、誓約書（様式第20号） (13) 非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、直近の定款 (14) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	過去にこの補助金の交付を受けて省エネルギー機器等を導入した者は、第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過した場合又は市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、同一の種類の補助金へ申込むことはできない。

受付番号

受付日

様式第1号（第4条関係）

熊本市省エネルギー等推進事業補助金

（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金）

交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー機器等推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任し、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行うよう依頼します。

申込者	氏名 (又は法人名)	フリガナ					
	※法人の場合 代表者の役職及び氏名	フリガナ					
	住所	(〒)					
	電話番号	() -	メール アドレス	@			
振込先 口座 ※ <u>申込者と同一名義のもの</u>	金融 機関名					銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()	
	支店名				支店 / 出張所 / 本店	預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄
	口座番号 ※右詰めで記入						

以下、必要な方は、□欄にチェック☑をして、問い合わせ先等をご記入ください。

☐ 問い合わせ先（申込書等の詳細についての問い合わせ先）※押印不要

手続代行者（問い合わせ先兼申込手続を代行）

※申込者の押印が必須→

印

☐ 以下の者に要綱第16条に記載されている内容について委任します。



会社名等		担当者	フリガナ
所在地	(〒)		
電話 番号	事務所：() -	メール アドレス	@
定休日☑	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜		

1 申込車両の車名・型式等	自動車登録番号又は車両番号 メーカー 車名（通称名） 型式 使用の本拠の位置 初度登録年月 年 月
2 給電機能	☐ 標準装備 → 給電機能が確認できる書類（カタログ等）を添付 ☐ オプションで追加 → 内訳がわかるものを添付
3 補助対象経費	☐ 補助対象経費が50万円以上である。 ※補助対象車両の購入費（給電機能がオプションの場合は、その購入費（工事費を除く）を含む）（給電機能以外の車両へのオプション及びその工事費、値引き額、消費税相当額を控除した額）
4 補助金交付申込額	100,000円
5 誓約事項 （必ずお読みください）	内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。 ☐ 市税の滞納はありません。 ☐ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しません。

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

受付番号		受付日	
------	--	-----	--

様式第2号（第4条関係）

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（ZEH導入補助金）交付申込書兼実績報告書
（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー機器等推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

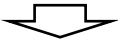
なお、交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任し、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行うよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ						
	住所	(〒)						
	電話番号	() -		メール アドレス	@			
振込先 口座 <u>※申込者と同一名義のもの</u>	金融 機関名					銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()		
	支店名			支店 / 出張所 / 本店		預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄	
	口座番号 ※右詰めで記入							

以下、必要な方は、□欄にチェック☑をして、問い合わせ先等をご記入ください。

☐ 問い合わせ先（申込書等の詳細についての問い合わせ先）※押印不要
--

手続代行者（問い合わせ先兼申込手続を代行） ☐ 以下の者に要綱第16条に記載されている内容について委任します。	<u>※申込者の押印が必須→</u> 印
---	-------------------------



会社名等			担当者	フリガナ
所在地	(〒)			
電話 番号	事務所：() -		メール アドレス	@
定休日☑	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜			

1 申込みする住宅の住所 (該当する項目にチェック ☒)	☐ 申込者現住所と同じ ※ZEHを導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。 ☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合 (以下に記入) 熊本市 区
2 引渡日	年 月 日
3 補助対象経費	☐ 補助対象経費が75万円以上である。 ※ZEHに係る設備 (太陽光発電設備・断熱・換気設備・給湯設備) の購入費 (設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額)
4 補助金交付申込額	150,000円
内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。 5 誓約事項 (<u>必ずお読みください</u>) ☐ 市税の滞納はありません。 ☐ 熊本市暴力団排除条例 (平成23年条例第94号) 第2条第1号から第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

受付番号		受付日	
------	--	-----	--

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型））
交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

熊本市長（宛）

なお、交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任し、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行うよう依頼します。

申込者	氏名		フリガナ							
	住所		(〒)							
			電話番号		() -		メール アドレス		@	
振込先 口座 <u>※申込者と同一名義のもの</u>	金融機関名		銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()							
	支店名				支店 / 出張所 / 本店		預金種別		普通 / 当座 / 貯蓄	
	口座番号 ※右詰めで記入									

☐ 問い合わせ先（申込書等の詳細についての問い合わせ先）※押印不要

☐ 以下の者に要綱第 16 条に記載されている内容について委任します。	※申込者の押印が必須→ 印
---	--



会社名等		担当者	フリガナ
所在地	(〒)		
電話 番号	事務所：() ー 携 帯：() ー	メール アドレス	@
定休日 ☒	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜		

1 太陽光発電設備及び蓄電池の設置場所 (該当する項目にチェック☑)	☐ 申込者現住所と同じ ※太陽光発電設備及び蓄電池を導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。 ※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。 ☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合 (以下に記入) 熊本市 _____ 区 _____	
2 設置した建物の住宅用途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ※店舗等併用住宅の場合、太陽光発電設備及び蓄電池から供給される電力が専ら店舗等の用に供されるものではないこと。	
3 事業完了日※1	年 _____ 月 _____ 日	
4 設置した蓄電池の概要	メーカー名	
	パッケージ型番※2	
5 補助対象経費	☐ 補助対象経費が40万円以上である。 ※補助対象設備の購入費(設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額)	
6 補助金交付申込額	80,000円	
7 誓約事項 (必ずお読みください)	内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。 ☐ 市税の滞納はありません。 ☐ 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	

※1 太陽光発電設備(蓄電池)の引渡日又は契約額の支払いが完了した日(領収日)のうち**最も遅い日**。
なお、引渡日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の引渡日を証するものを添付すること(工事請負者や販売者が作成したものに限る)。

※2 環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番(パッケージ型番)を記入※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

受付番号		受付日	
------	--	-----	--

様式第4号（第4条関係）

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象））
交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー機器等推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任し、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行うよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ					
	住所	(〒)					
	電話番号	() -		メール アドレス	@		
振込先 口座 <u>※申込者と同一名義のもの</u>	金融 機関名				銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()		
	支店名			支店 / 出張所 / 本店	預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄	
	口座番号 ※右詰めで記入						

以下、必要な方は、□欄にチェック☑をして、問い合わせ先等をご記入ください。

☐ 問い合わせ先（申込書等の詳細についての問い合わせ先）※押印不要
--

手続代行者（問い合わせ先兼申込手続を代行） ☐ 以下の者に要綱第16条に記載されている内容について委任します。	<u>※申込者の押印が必須→</u> 印
---	-------------------------



会社名等		担当者	フリガナ
所在地	(〒)		
電話 番号	事務所：() -	メール アドレス	@
	携 帯：() -		
定休日☑	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜		

1 蓄電池の設置場所 (該当する項目にチェック☑)	☐ 申込者現住所と同じ ※蓄電池を導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。 ※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。 ☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合 (以下に記入) 熊本市 区	
2 設置した建物の住宅用途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ※店舗等併用住宅の場合、蓄電池から供給される電力が専ら店舗等の用に供されるものではないこと。	
3 事業完了日 ※蓄電池の引渡日又は契約額の支払いが完了した日(領収日)のうち最も遅い日。	年 月 日	
4 蓄電池の概要	メーカー名	
	パッケージ型番※1	
	固定価格買取制度満了年月日※2	年 月 日
5 補助対象経費	☐ 補助対象経費が40万円以上である。 ※補助対象設備の購入費(設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額)	
6 補助金交付申込額	80,000円	
7 誓約事項(必ずお読みください)	内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。 ☐ 市税の滞納はありません。 ☐ 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	

※1 環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番(パッケージ型番)を記入

※2 電気事業者との契約書、案内書、検針票など、買取期間開始時期又は満了時期が確認できるものを提出すること。※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

受付番号		受付日	
------	--	-----	--

様式第5号（第4条関係）

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（エネファーム導入補助金）

交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー機器等推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任し、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行うよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ					
	住所	(〒)					
	電話番号	() -	メールアドレス	@			
振込先 口座 ※申込者と同一名義のもの	金融機関名				銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()		
	支店名			支店 / 出張所 / 本店	預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄	
	口座番号 ※右詰めで記入						

以下、必要な方は、□欄にチェック☑をして、問い合わせ先等をご記入ください。

☐ 問い合わせ先（申込書等の詳細についての問い合わせ先）※押印不要
--

手続代行者（問い合わせ先兼申込手続を代行） ☐ 以下の者に要綱第16条に記載されている内容について委任します。	※申込者の押印が必須→ 印
---	------------------



会社名等		担当者	フリガナ
所在地	(〒)		
電話番号	事務所：() - 携 帯：() -	メールアドレス	@
定休日☑	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜		

1 エネファームの設置場所 (該当する項目にチェック☑)	☐ 申込者現住所と同じ ※エネファームを導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。 ※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。 ☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合（以下に記入） 熊本市 _____ 区 _____	
2 設置した建物の住宅用途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ※店舗等併用住宅の場合、エネファームから供給される電力が専ら店舗等の用に供されるものではないこと	
3 事業完了日	____年 ____月 ____日 ※エネファームの引渡日又は契約額の支払いが完了した日（領収日）のうち最も遅い日。	
4 エネファームの概要※1	燃料電池ユニット型式	
	貯湯ユニット型式 (設置しない場合は記入不要)	
5 補助対象経費	☐ 補助対象経費が40万円以上である。 ※補助対象設備の購入費（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額）	
6 補助金交付申込額	80,000円	
7 誓約事項 (必ずお読みください)	内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。 ☐ 市税の滞納はありません。 ☐ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	

※1 一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番を記入し、型番を照合できるカタログの写しを提出すること。※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

受付番号		受付日	
------	--	-----	--

様式第 6 号（第 4 条関係）

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（エコキュート導入補助金）

交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー機器等推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任し、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行うよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ					
	住所	(〒)					
	電話番号	() -		メールアドレス	@		
振込先 口座 ※申込者と同一名義のもの	金融機関名				銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()		
	支店名			支店 / 出張所 / 本店	預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄	
	口座番号 ※右詰めで記入						

以下、必要な方は、□欄にチェック☑をして、問い合わせ先等をご記入ください。

☐ 問い合わせ先（申込書等の詳細についての問い合わせ先）※押印不要
--

手続代行者（問い合わせ先兼申込手続を代行） ☐ 以下の者に要綱第 1 6 条に記載されている内容について委任します。	※申込者の押印が必須→ 印
--	------------------



会社名等		担当者	フリガナ
所在地	(〒)		
電話番号	事務所：() - 携 帯：() -	メールアドレス	@
定休日☑	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜		

1 エコキュートの設置場所 (該当する項目にチェック☑)	☐ 申込者現住所と同じ ※エコキュートを導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。 ※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。		
	☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合 (以下に記入) 熊本市 区		
2 設置した建物の住宅用途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ※店舗等併用住宅の場合、専ら店舗等の用に供されるものではないこと。		
3 事業完了日	年 月 日 ※エコキュートの引渡日又は契約額の支払いが完了した日(領収日)のうち 最も遅い日 。		
4 エコキュートの概要	型番		
	年間給湯効率または年間給湯保温効率※1		
5 補助対象経費	☐ 補助対象経費が20万円以上である。 ※補助対象設備の購入費(設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額)		
6 補助金交付申込額	40,000円		
7 誓約事項 (必ずお読みください)	内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。 ☐ 市税の滞納はありません。 ☐ 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。		

※1 J I S C 9220において定める、年間給湯保温効率が2.7以上、ふろ保温機能のない機種にあっては、年間給湯効率が3.0以上のものが対象。※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

※市記載欄（申込者記載不要）

受付番号		受付日	
------	--	-----	--

様式第 7 号（第 4 条関係）

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（宅配ボックス導入補助金）
交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー機器等推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任し、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行うよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ					
	住所	(〒)					
	電話番号	() -	メールアドレス	@			
振込先 口座 <u>※申込者と同一名義のもの</u>	金融機関名	銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()					
	支店名	支店 / 出張所 / 本店		預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄		
	口座番号 ※右詰めで記入						

以下、必要な方は、□欄にチェック☑をして、問い合わせ先等をご記入ください。

☐ 問い合わせ先（申込書等の詳細についての問い合わせ先）※押印不要
--

手続代行者（問い合わせ先兼申込手続を代行） ☐ 以下の者に要綱第 1 6 条に記載されている内容について委任します。	<u>※申込者の押印が必須→</u> 印
--	-------------------------



会社名等		担当者	フリガナ
所在地	(〒)		
電話番号	事務所：() - 携帯：() -	メールアドレス	@
定休日☑	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜		

1 宅配ボックスの設置場所 (該当する項目にチェック☑)	☐ 申込者現住所と同じ ※宅配ボックスを導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。 ※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。		
	☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合（以下に記入） 熊本市 _____ 区 _____		
2 宅配ボックスの概要	型 番		
	購入日	年 _____ 月 _____ 日	
	収納可能な物品の3辺（縦・横・高さ）の合計 ※60cm以上の物品が収納できる宅配ボックスが対象		c m
3 補助対象経費	☐ 補助対象経費が1万5千円以上である。 ※対象製品の購入費（1点のみ）（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額）		
4 補助金交付申込額	5, 0 0 0 円		
5 誓約事項 (必ずお読みください)	内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。 ☐ 市税の滞納はありません。 ☐ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。		

※記載いただいた個人情報、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

1 購入した省エネ家電製品の詳細 <u>※購入時に多段階評価点が4.0以上であり、新品（未使用品）であるものが対象。</u> ※多段階評価点については、購入する店舗で確認するか、若しくは「省エネ型製品情報サイト」で確認すること。 ※欄が足りない場合は、右記と同じ項目を補助対象家電毎に別紙に列記し添付すること。	※該当する項目にチェック ☒ ☐ 冷蔵庫 ☐ 冷凍庫 ☐ エアコン	
	メーカー	
	型番（機種名）	
	購入日	年 月 日 ※補助対象経費の支払が完了した日を記入
	多段階評価点 （★の数）	
	※該当する項目にチェック ☒ ☐ 冷蔵庫 ☐ 冷凍庫 ☐ エアコン	
	メーカー	
	型番（機種名）	
2 補助対象経費	☐ 補助対象経費が10万円以上である。 ※省エネ家電製品の購入費（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額） ※複数台購入した場合はその合計額。	
	☐ 補助対象経費が10万円以上である。 ※省エネ家電製品の購入費（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額） ※複数台購入した場合はその合計額。	
	☐ 補助対象経費が10万円以上である。 ※省エネ家電製品の購入費（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額） ※複数台購入した場合はその合計額。	
	☐ 補助対象経費が10万円以上である。 ※省エネ家電製品の購入費（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費、配線・配管等の付属機器に係る費用、値引き額、消費税相当額を控除した額） ※複数台購入した場合はその合計額。	
3 補助金交付申込額	20,000円	
4 誓約事項（必ずお読みください）	内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。 ☐ 市税の滞納はありません。 ☐ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

受付番号		受付日	
------	--	-----	--

様式第 9 号（第 4 条関係）

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（省エネルギー設備導入補助金）交付申込書

年 月 日

熊本市長（宛）

熊本市省エネルギー等推進事業補助金（省エネルギー設備導入等補助金）につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

（申込者）

法人名 （又は氏名）	フリガナ
※法人の場合 代表者の役職 及び氏名	フリガナ
所在地 （又は住所）	（〒 — ）
電話番号及び ※日中連絡がとれるもの	（ ） —
メールアドレス	@

以下、必要な方は、□欄にチェック☑をして、問い合わせ先等をご記入ください。

☐ 問い合わせ先（申込書等の詳細についての問い合わせ先）※押印不要
--

手続代行者（問い合わせ先兼申込手続を代行）	※申込者の押印が必須→	印
☐ 以下の者に要綱第 16 条に記載されている内容について委任します。		



会社名等		担当者	フリガナ
所在地	（〒 — ）		
電話番号	事務所：（ ） — 携 帯：（ ） —		
メールアドレス			
定休日☑	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜		

1 申込者概要	法人の種類	☐ 中小企業者（ ☐ 個人事業主） ☐ 中小企業団体 ☐ 医療法人 ☐ 法人税法第2条第6号該当団体（公益法人等） ☐ 法人税法第2条第7号該当団体（協同組合等）
	主たる事業（中小企業者の場合） ※日本標準産業分類（中分類）に基づき記入すること	
	資本金の額又は出資金の総額	円
	常時使用する従業員の数	人
2 設置場所	事業所の名称	
	事業所の所在地 ※複数の事業所に省エネルギー設備を設置する場合は、全ての事業所について記入すること。	熊本市 _____ 区
3 事業予定期間 ※交付申込前に契約や着工が済んでいるものは対象外 (交付決定後に契約を締結すること)	(1) 契約締結予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	(2) 工事着工予定日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	(3) 事業完了予定日 ※補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了する見込みの日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
4 補助事業に要する経費（税込）	円 ※見積書（事業全体）の金額を記入すること。	
5 補助対象経費※1	円（A）	
6 補助金交付申込額	円 ← $(A) \times 1/3$ （千円未満切捨て） _____ ※下限額は20万円、上限額は100万円	
7 誓約事項 (必ずご確認ください)	内容をご確認のうえ、チェックをお願いします。 ☐ 設置予定の事業所において、市税の滞納はありません。 ☐ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。	

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

※1 更新事業により導入する省エネルギー設備の設備費用（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費及び配線、配管等の付属機器に係る費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額）。

(様式第 9 号の別紙 1)

事業計画書

1 省エネルギー効果

設備区分	事業実施前 使用エネルギー量 (kWh/年) ①	事業実施後 使用エネルギー量 (kWh/年) ②	省エネルギー量 (kWh/年) ③ = ① - ②
合計			

2 「1 省エネルギー効果」の積算

記載例)

年間 1,760 時間している照明 (40W×10 台) を LED (5W×10 台) に更新する場合、

① $0.04\text{kW} \times 10 \text{ 台} \times 1,760 \text{ 時間} = 704\text{kWh/年}$

② $0.005\text{kW} \times 10 \text{ 台} \times 1,760 \text{ 時間} = 88\text{kWh/年}$

③ $704\text{kWh/年} - 88\text{kWh/年} = 616\text{kWh/年}$

<記入上の注意事項>

・「1 省エネルギー効果」について、設備区分ごとに、①と②の積算を記入すること。

(様式第 9 号の別紙 1) のつづき

3 導入設備一覽

設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
種別	型番	台数

＜記入上の注意事項＞

- ・「設備の種類」は、「LED照明器具」、「業務用エアコンディショナー」、「業務用冷蔵庫」、「業務用冷凍庫」又は「ショーケース」と記入すること。

(様式第 9 号の別紙 1) のつづき

4 更新事業前設備一覽

[illegible]

＜記入上の注意事項＞

- ・「番号」の欄には、別途提出する平面図に付した設備の番号と照合できるように記入すること。
- ・「設備の種類」は、「照明器具」、「業務用エアコンディショナー」、「業務用冷蔵庫」、「業務用冷凍庫」又は「ショーケース」と記入すること。

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付決定兼交付確定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

交付申込みのあった補助金については、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定（確定）したので通知します。

記

1 補助金の種類 _____

2 補助金の額 _____ 円

3 補助金の振込予定日 _____ 年 月 日

4 交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 省エネルギー機器等の使用においては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないように、十分に配慮すること。
- (2) 補助金の交付を受けた省エネルギー機器等は、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月から起算し、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金については減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める法定耐用年数の期間、その他の補助金については 5 年を経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (3) やむを得ず前号の期間内において省エネルギー機器等を処分しようとするときは、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願（様式第 19 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときはこの限りではない。
- (4) 承認に係る財産処分等により収入があった場合において、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 交付決定を受けた者は、市長の承認を得たものを除き、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- (6) 省エネルギー機器等の状況等につき市長から報告等の求めがあった場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (7) 前各号の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不適當と認めたときは、交付決定が取り消されることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (8) 前号に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金があるときは、当該他の補助金の交付を一時停止することがある。

5 その他の留意事項

- (1) この補助金については、別に地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- (2) この補助金については、別に地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、本市が直接その状況を調査し、若しくは報告を徴することがある。

省エネルギー設備導入補助金交付決定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

交付申込みのあった補助金については、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 _____ 円

補助金の額 _____ 円

- 2 交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 省エネルギー機器等を設置するに当たっては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないよう、十分に配慮すること。
- (2) 補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等は、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月から起算し 5 年を経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (3) やむを得ず前号の期間内において省エネルギー機器等を処分しようとするときは、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願（様式第 19 号）市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときはこの限りではない。
- (4) 承認に係る財産処分等により収入があった場合において、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 補助事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認願（様式第 13 号）を提出すること。
- (6) 補助事業が完了した場合は、事業完了日から 30 日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、交付決定を受けた者から省エネルギー設備導入補助金実績報告書（様式第 15 号）を市長に提出すること。

- (7) 補助金の額の確定のための審査に当たり必要がある場合において、職員が現地調査を行うときは、これに協力すること。
- (8) 交付決定を受けた者は、市長の承認を得たものを除き、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (9) 省エネルギー機器等の状況等につき市長から報告等の求めがあった場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (10) 前各号の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不相当と認めたときは、交付決定が取り消されることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (11) 前号に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金があるときは、当該他の補助金の交付を一時停止することがある。

3 その他の留意事項

- (1) この補助金については、別に地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- (2) この補助金については、別に地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、本市が直接その状況を調査し、若しくは報告を徴することがある。

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金不交付決定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

交付申込みのあった補助金については、下記のとおり不交付と決定しましたので、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により、通知します。

記

- 1 補助金の種類 _____
- 2 不交付の理由

省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認願

年 月 日

熊本市長（宛）

申込者 住 所
氏 名

※事業者の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名

年度（ 年度）脱炭発 第 号で交付決定通知のあった補助事業を下記のとおり
変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類

省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

年度（ 年度）脱炭発第 号で交付決定した補助金に関し、 年
（ 年） 月 日付けで提出された変更承認願については、熊本市省エネルギー機器等導入推進事
業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 補助対象経費 _____円（変更前 _____円）
- 2 補助金の額 _____円（変更前 _____円）
- 3 その他の承認事項
- 4 交付の条件
上記以外の条件は、 年度（ 年度）脱炭発第 _____号に記載のとおり。

省エネルギー設備導入補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

氏 名

※事業者の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名

補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定通知書の文書記号番号： 年度（ 年度）脱炭発第 号

2 契約日： 年 月 日

3 事業完了日： 年 月 日

※事業完了日は省エネルギー設備の設置完了日又は契約額の支払完了日（領収日）のうち最も遅い日。

※設置完了日をもって事業完了日となる場合は、設置完了日を証するものを添付すること。

（工事請負者や販売者が作成したものに限る。）

4 添付書類

（熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項各号に掲げる書類）

事業実施報告書

1 省エネルギー効果

設備区分	事業実施前 使用エネルギー量 (kWh/年) ①	事業実施後 使用エネルギー量 (kWh/年) ②	省エネルギー量 (kWh/年) ③ = ① - ②
事業全体			

2 「1 省エネルギー効果」の積算

<記入上の注意事項>

- ・「1 省エネルギー効果」について、設備区分ごとに、①と②の積算を記入すること。

様式第16号（第7条関係）のつづき

3 導入設備一覧

[illegible]

＜記入上の注意事項＞

- ・「番号」の欄には、別途提出する平面図に付した設備の番号と照合できるように記入すること。
- ・「設備の種類」は、「LED照明器具」、「業務用エアコンディショナー」、「業務用冷蔵庫」、「業務用冷凍庫」又は「ショーケース」と記入すること。

4 更新事業前設備一覧

設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数

<記入上の注意事項>

・「設備の種類」は、「照明器具」、「業務用エアコンディショナー」、「業務用冷蔵庫」、「業務用冷凍庫」又は「ショーケース」と記入すること。

省エネルギー設備導入補助金交付確定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

年度（ 年度）脱炭発第 号で交付決定した補助金について、熊本市省エネルギー
機器等導入推進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり確定します。

記

1 交付確定額 _____ 円

省エネルギー設備導入補助金交付申込取下届出書

年 月 日

熊本市長（宛）

申込者 住 所
氏 名

※事業者の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名

年度（ 年度）脱炭発第 号で交付決定通知のあった補助事業を下記のとおり取下
げることとしたので、届け出ます。

記

- 1 補助金の種類 _____
- 2 取下理由

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

氏 名

※事業者の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金により取得した財産を処分したいので、下記のとおり承認願います。

記

1 補助金の種類 _____

2 処分する機器等の内容（品目、型番等） _____

3 補助対象機器等取得年月： 年 月

4 処分（予定）日： 年 月 日

5 処分の方法（該当する項目にチェック）

☐ 売却 ☐ 廃棄 ☐ その他（ ）

6 処分の理由

7 添付書類（処分に係る書類のほか、交付決定通知書等があればその写しも提出すること。）

【法人用】

誓約書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所（〒 ー ）

法 人 名

代表者の役職及び氏名

当法人は、法人税法（昭和 43 年法律第 34 号）第 2 条第 9 の 2 号に規定する下記の「非営利性が徹底された法人」又は「共益的活動を目的とする法人」の要件を満たす非営利型法人であることを誓約します。

記

<非営利性が徹底された法人>

- 1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
- 2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- 3 上記 1 及び 2 の定款の定め違反する行為（上記 1、2 及び下記 4 の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下であること。

<共益的活動を目的とする法人>

- 1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
- 2 定款等に会費の定めがあること。
- 3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
- 4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
- 5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
- 6 上記 1 から 5 まで及び下記 7 の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
- 7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下であること。